

中小企業お役立ち情報

～ 大阪産業局から、中小企業の皆様に成長と発展に役立つ情報をお届けいたします ～

2022.
6月号
[No.32]

飲食店様対象

大阪府受動喫煙防止対策 補助制度

「大阪府受動喫煙防止条例」により、従業員を雇用する飲食店は、客室面積に関わらず2022年4月1日から「原則屋内禁煙」が努力義務となっています。

また、客室面積が30㎡を超え100㎡以下の府内飲食店は、2025年4月から、「原則屋内禁煙」となります。

大阪府では、条例の施行により規制の対象となる府内飲食店が、**受動喫煙防止対策として喫煙専用室等を整備する場合**、または、**全面禁煙する場合**に経費の一部を補助する制度があります。

補助対象

- 大阪府内で令和2年4月1日以前から継続して営業している飲食店である
- 個人経営または中小企業経営(資本金等5,000万円以下)である
- 補助対象とする飲食店の客室面積が100㎡以下である
ただし、従業員を雇用しない客室面積が30㎡以下の飲食店を除く

喫煙専用室等設置事業

補助対象経費

下記①～③の設置改修にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費 など

- ① 飲食店内での**喫煙専用室**の設置、改修
- ② 飲食店内での**加熱式たばこ専用喫煙室**の設置、改修
- ③ 飲食店敷地内での**閉鎖型の屋外喫煙場所**の設置、改修

補助額

補助基準額(300万円)または総事業費のいずれか低い方の3/4から国の助成金を控除した額

※ 事前に国の助成制度の交付決定を受ける必要があります

たとえば、設置費用 200万円の喫煙室を設置する場合

国助成金	100万円	(上限額)
府補助金	50万円	
自己負担	50万円	1/4の負担で整備できます

全面禁煙化事業 (令和4年度新規)

補助対象経費

全面禁煙化にかかる改装等に要する壁紙の張替等の工事、客席で用いる備品費 など

補助額

補助基準額(20万円)または総事業費のいずれか低い方の3/4

※ 既存の喫煙室の撤去が含まれる場合は、基準額が30万円になります

交付は施設単位とし、1施設につき1回のみ。すでにこの補助金を交付された施設は申請できません。

申請した日の属する年度内に工事を完了、工事事業者への支払い等をすべて完了し、翌年度の4月10日までに事業実績報告を行う必要があります。

お問合せ及び申請書類の提出先

大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口

(公益財団法人大阪産業局 よろず支援拠点内)

☎ 06-6266-1977 (平日 9:00～17:30)

まずはお気軽に
ご相談を



新事業支援 -Vチャレンジ-

募集中

新事業の実現に向けたチャレンジを専門家や支援機関が伴走支援します！

支援対象 新規事業計画をこれから作成する事業者
 新規事業計画を作成し、計画を実行に移している事業者 } いずれのフェーズも対象になります

支援期間 令和4年7月1日 から 令和5年2月28日

対象要件 大阪府内に本店または事業所のある中小企業者及び小規模事業者
 指定のセミナー（※）に参加していること
 ※大阪産業局が主催する当事業のセミナー & ワークショップ
 もしくは、大阪産業局が指定する府内の商工会・商工会議所等が主催する関連セミナー

募集数 50者（書類審査があります）

申請期限 令和4年6月20日(月) 17:00

申請方法 申請書をダウンロードのうえ、必要事項のご記入いただき、事務局までメールで提出
 送付先 : chiiki@obda.or.jp

お問合せ先 新事業支援 -Vチャレンジ- 事務局（公益財団法人大阪産業局 産業振興部）

☎ 06-4256-3501

E-mail : chiiki@obda.or.jp



ものづくり向上委員会

講師を複数名招き、取り上げた課題に対してさまざまな観点から課題を多角的に分析し、より掘り下げて考えていただく場です。新たな見解やヒントを得て、製造現場で実践してもらうことを目的としています。

「こだわり」こそ強みだ！ ≪製造業の企業ブランド構築≫
 他社との差異化を図る！企業の持つ「独自性・こだわり」を掘り起こす
 「企業ブランド」構築の始め方と、展示会での見せ方をテーマに開催。

7月12日(火) 14:00～16:30

場所：大阪産業創造館

受講料：1,000円

サンソウカン

検索

→ イベントNo.37070で

検索



「中小企業お役立ち情報」のバックナンバーは、
 大阪産業局のホームページでご覧いただけます。



<< 情報提供者 >>